

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第25号

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成4年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合)</u></p> <p><u>第3条の3 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の市長が規則で定める場合に準用する。この場合において、同条中「第2条の3第3号イ」とあるのは、「第2条の4第2号」と、「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。